

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和元年8月14日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

富谷レインボープラザ

富谷市ひより台二丁目37

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

合同会社西友

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
黒川郡富谷町ひより台二丁目37	富谷市ひより台二丁目37

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 職務執行者 上垣内 猛 東京都北区赤羽二丁目1番1号	合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目1番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
合同会社西友 職務執行者 上垣内 猛 東京都北区赤羽二丁目1番1号	合同会社西友 職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドゥ・マレドスー 東京都北区赤羽二丁目1番1号
佐忠 佐藤 紀雄 黒川郡富谷町富谷字町34	株式会社セリア 代表取締役 河合 映治 岐阜県大垣市外渚2-38
有限会社プリンセスセイトー 代表取締役 清藤 哲三 黒川郡富谷町ひより台二丁目37	有限会社ケイワイ 代表取締役 唐沢 由紀夫 仙台市宮城野区岩切2-11-5
プチアンヌ 佐藤 芳明 仙台市太白区八木山弥生町16番11号	
有限会社 宇根岡 代表取締役 宇根岡 繁 黒川郡富谷町富ヶ丘2-17-29	
有限会社花ポケット 代表取締役 八巻 秀治 仙台市泉区住吉台西一丁目8-5	

4 変更の年月日

3 (1) 平成28年10月10日

3 (2) (3) 平成31年3月15日

5 届出年月日

令和元年7月31日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課, 宮城県県政情報センター及び富谷市役所

7 縦覧期間

令和元年8月14日から令和元年12月16日まで(ただし, 閉庁日を除く。)

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(平成19年2月1日経済産業省告示第16号)及び意見書様式を参考のこと。